



2020年6月24日

各 位

特定非営利活動法人京都府ライフセービング協会
理事長 山本 良徳
天橋立ライフセービングクラブ
代表 竹内 啓

2020年度海水浴場監視業務について

初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記の通り特定非営利活動法人京都府ライフセービング協会及び天橋立ライフセービングクラブでは宮津市発表の通り、海水浴場が開設されますが、監視業務を行わないことになりましたので、ご報告致します。

記

対象海水浴場 宮津市 天橋立海水浴場・府中海水浴場・丹後由良海水浴場

- 理由
- ①Covid-19の影響で府県を跨ぐメンバーの移動が制限され、かつ近隣海浜が閉鎖され、十分なレスキュートレーニングができていないこと。
 - ②所属ライフセーバーが、仕事や学業の影響により、監視業務に携わることが難しく十分な人員を確保できないこと。
 - ③Covid-19の感染防止対策を統一して十分に実施することが困難であること。
 - ④京都北部地域以外の多くの感染者が出ている地域からのメンバーも多く、ライフセーバー自身が気付かないうちに感染させてしまうことがあるかもしれないということ。
 - ⑤Covid-19の感染状況、その後の社会的動きの中で、地方では、感染者に対する誹謗中傷が極めて厳しく、感染された方が仕事を失い、生活を失い転居せざるを得ない事態にまで至った経緯があります。メンバーに感染者が出た場合、本業でないライフセーバーが、仕事・地域・家族、今後の将来も失うことになるかもしれないというリスクが大きいこと。

事故を未然に防ぐというライフセービングスピリッツの中、誠に苦渋の決断ではありますが、現場で活動しないライフセーバーが今できることとして、教育機関等への安全啓発や、ウェブサイト、SNS等を通じての情報発信、関係機関との連携を図っていきたく思います。

今後とも引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

以 上

問合せ先 office@kyotolifesaving.org
ウェブサイト <http://kyotolifesaving.org/>